

中程度の障がい者の方への医療費助成制度について

川西市では、中程度の障がい者の方で下記所得制限内の人に対して、医療費を助成しています。

◆対象者、所得制限について◆

【対象者】

- ・身体障害者手帳（3級）
 - ・療育手帳（B1判定）
 - ・精神障害者保健福祉手帳（2級）
- } のいずれかの所持者

【所得制限】

非課税世帯で、かつ本人、配偶者、扶養義務者いずれも年金収入を加えた所得が80万円以下

◆資格取得申請する際、または更新時に必要なもの◆

- ①健康保険証（令和6年12月2日から現行の被保険者証は発行されなくなり、資格確認書等が交付されます。）
- ②身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ③医療機関（病院や薬局）発行の領収書原本
- ④銀行等の口座情報がわかるもの
- ⑤令和6年1月2日以降に転入された場合は本人・配偶者・扶養義務者の令和6年度課税証明書(*)
(*)すべての収入、所得、控除額、扶養人数、市（町村）民税所得割税額がわかるもの

※⑤は新たに資格申請する際のみ必要となる書類です。

◆助成内容について◆

医療費の自己負担額の1/3の額を助成

※70～74歳の方、及び後期高齢者医療制度に加入されている方は通院費の助成は対象外です。

- 高額療養費や家族療養付加金の支給額を引いて、自己負担している額の1/3を助成
*長期入院対策として、連続して3か月を超える継続入院の場合、4か月目以降は無料
- 医療費の助成の対象は健康保険適用の診療分のみになります。
- 保険外の診療分（自費診療分、健康診断、予防接種、入院時の食事療養費、室料差額など）は助成対象外です。市（町村）民税非課税世帯の方は、申請すると入院時の食事代が減額される場合がありますので入院前にご加入の健康保険に申請してください。（非課税証明書が必要な場合があります。）
- 自立支援医療（精神通院医療・更生医療）や特定疾患など、他の公費負担医療の給付が受けられる場合は、その公費負担医療が優先適用となり、助成対象とはなりません。

◆認定書の有効期限について◆

認定書は医療機関に提示するものでなく、ご自身で受給資格の認定期間を確認するためのものです。有効期限は原則として、令和7年6月30日までで、受給資格の自動更新はされません。有効期限後も医療機関にかかっており、この制度の対象となる場合は、受診された医療機関（病院や薬局）の領収書原本をご持参のうえ、再度申請をお願いします。ただし、次に該当する場合は有効期限が異なります。

- 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れる人は、その有効期限までとなります。
有効期限が切れるまでに手帳の更新手続きを市役所1階⑭番障害福祉課で行い、更新した手帳をご持参のうえ、受給者資格の更新手続きをお願いします。

◆医療費の支給について◆

一旦、健康保険の負担割合で支払い、診療月の翌月以降に下記の持ち物①～④を持参し支給申請の手続きを行ってください。

【医療費の支給申請に必要なもの】

- ①医療機関（病院や薬局）発行の領収書の原本 ②認定書
③健康保険証又は資格確認書 ④銀行等の口座情報がわかるもの



※健康保険の支給済証明書等が必要な場合（下記の場合、ご加入の健康保険で先に手続きが必要です。）

- 「高額療養費」や「家族療養費付加金」に該当する支給がある場合
- 医療機関の窓口で10割負担で支払った場合
例) コルセット等の補装具の購入（医師の意見書・装着証明書も必要です）
保険証の不提示 等

*上記の手続きのために領収書や医師の意見書等の原本を健康保険へ提出される場合は、コピーで可。

【支給申請の流れ】

| | |
|----------|--|
| 医療費の支給申請 | 診療月の翌月以降に月単位でまとめて申請してください。 (時効は5年です。※健康保険の給付の時効は2年です) |
| ↓ | |
| 口座に振込み | 毎月7日までに申請いただければ翌月10日に振込みます。 (振込み前に支給決定通知を送付いたします) |



←申請書など、詳しくは市のホームページへ



【問い合わせ先】

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市役所 1階8番 医療助成・年金課 医療担当

直通電話 072-740-1108

「このチラシは市役所内で印刷しています。」